

経営強化指導計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第27条)



平成21年9月

全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ 1
1. 経営強化指導計画の実施時期	・ ・ ・ ・ 1
2. 経営指導方針	・ ・ ・ ・ 2
3. 経営指導の内容	
(1) 経営の改善の目標を達成するための方策への指導	・ ・ ・ ・ 2
(2) 従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項への指導	・ ・ ・ ・ 2
(3) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他地域経済の活性化に資する方策への指導	・ ・ ・ ・ 3
4. 経営指導体制の強化	・ ・ ・ ・ 3
5. 経営指導のための施策	
(1) 経営強化計画の進捗管理	・ ・ ・ ・ 4
① 経営強化計画履行状況報告	・ ・ ・ ・ 4
② 四半期報告	・ ・ ・ ・ 4
③ 経営強化指導計画履行状況報告	・ ・ ・ ・ 4
(2) モニタリング、ヒアリング	・ ・ ・ ・ 5
① オフサイト・モニタリング	・ ・ ・ ・ 5
② ヒアリング	・ ・ ・ ・ 6
(3) 監査機構による検証・指導	・ ・ ・ ・ 7
(4) 計画達成に必要な措置	・ ・ ・ ・ 7
① 人的支援の実施	・ ・ ・ ・ 7
② しんくみりカバリの活用	・ ・ ・ ・ 7
③ A L Mサポートの実施	・ ・ ・ ・ 7
④ 資金運用サポートの実施	・ ・ ・ ・ 7
⑤ トレーニーの受入	・ ・ ・ ・ 7
6. 信託受益権等の買取りを求める額及びその内容	
(1) 信託受益権等の買取りを求める額及びその内容	・ ・ ・ ・ 8
(2) 算定根拠	・ ・ ・ ・ 8
7. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容	
(1) 劣後受益権の額及び内容	・ ・ ・ ・ 9
(2) 算定根拠	・ ・ ・ ・ 9

【はじめに】

当会は、信用組合業界の系統中央機関として山梨県民信用組合に対し、資本支援を実施するとともに、人的支援を行い、山梨県民信用組合の金融仲介機能の強化に努めているところであります。

山梨県民信用組合は、当会からの資本支援を受け、資産の健全化、リストラの実施などにより経営体力を強化し、地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給や金融サービスの充実に取り組んでおりますが、昨年以降の経済情勢の一段の悪化により、山梨県民信用組合の主要顧客である中小規模事業者に対する資金供給体制の確立が従来以上に必要となっておりまいりました。

このため、山梨県民信用組合では、地域の中小規模事業者に対する金融仲介機能をより一層発揮するためには、抜本的な資本の充実を図る必要があるとの考えから、当会に対し追加の資本支援の要請を行ってまいりました。

当会といたしましては、山梨県民信用組合が、地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるという認識のもと、これまで以上に安定かつ円滑な資金供給を実施していくために、当会の資本増強支援にあたり財源面の支援として金融機能強化法を活用することにより、山梨県民信用組合の財務基盤について更なる強化を図ることといたしました。

こうした資本増強により、山梨県民信用組合が金融仲介機能の強化を図り、これまで以上に地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する信用供与の維持・拡大と各種サービスの向上がなされるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「経営強化指導計画」に基づく強力な指導を含め、山梨県民信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

1. 経営強化指導計画の実施時期

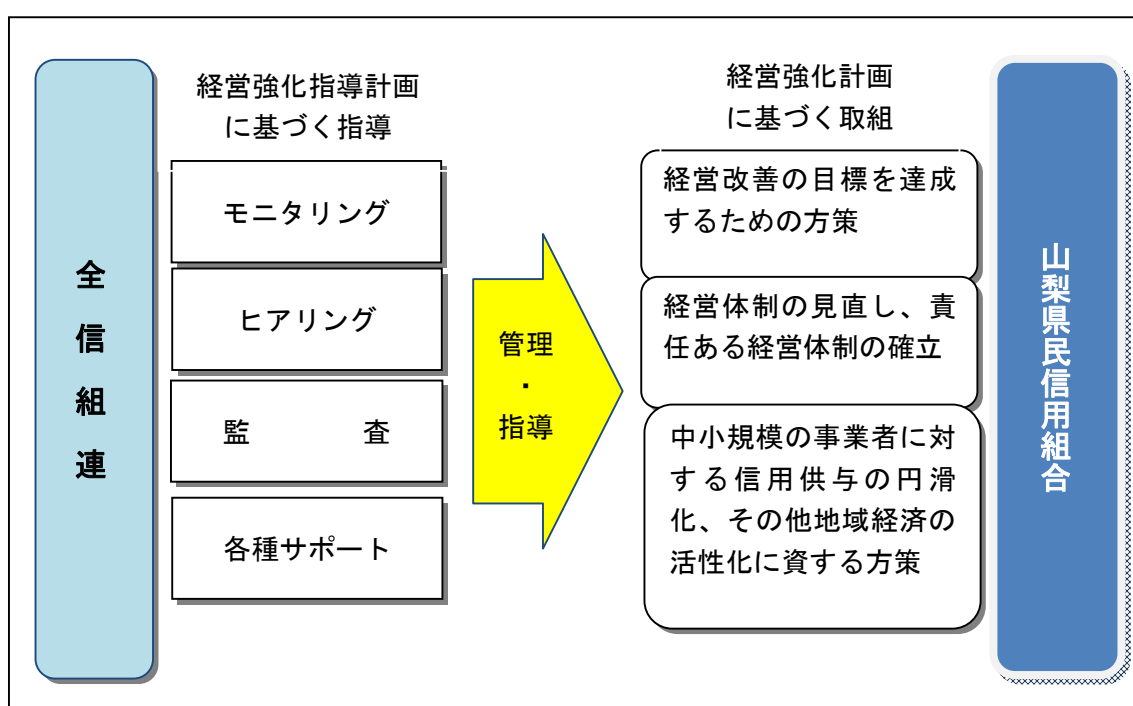
山梨県民信用組合が金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下、「金融機能強化法」という)第25条第1項の規定に基づき策定する経営強化計画の実施期間は、平成21年4月より平成24年3月までであることから、当会は、「金融機能強化法」第27条第2項の規定に基づき平成21年4月より平成24年3月までの経営強化指導計画を策定し、山梨県民信用組合の経営強化計画の円滑な実施のサポートに努めてまいります。

なお、今後計画に記載された事項につきまして重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

2. 経営指導方針

当会は、今般、金融機能強化法を活用するにあたって、これまで行ってきた定期的なモニタリング、ヒアリング及び全国信用組合監査機構（以下「監査機構」という）の監査などによる管理・指導の取り組みを更に強化し、山梨県民信用組合の経営強化計画の着実な履行をサポートするとともに、中小規模事業者への金融円滑化や地域経済の活性化に向けての取り組みについて、適時・適切に指導してまいります。

また、当会は、山梨県民信用組合が経営強化計画に沿って確実に利益剰余金の積み上げを図り、優先出資の返済が計画どおりなされるよう、人材の招聘、指導専担部署の設置等を含め最大限の指導を行います。



3. 経営指導の内容

(1) 経営の改善の目標を達成するための方策への指導（各種リスク管理強化の状況を含む）

経営改善の目標達成（各種リスク管理強化の状況を含む）のための方策については、経営強化計画に掲げる「経営改善の基本4方策」の実施により、財務・収益体質の改善が図られるよう、モニタリング・ヒアリング等を通じて指導・助言を行ってまいります。

(2) 従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項への指導

責任ある経営体制の確立に向け、当会からの役員（代表権のある専務理事）等派遣を継続するとともに、組合役員との面談や監査機構監査等を通じて、ガバナンスやリスク管理体制の強化に向けた指導・助言を行ってま

います。

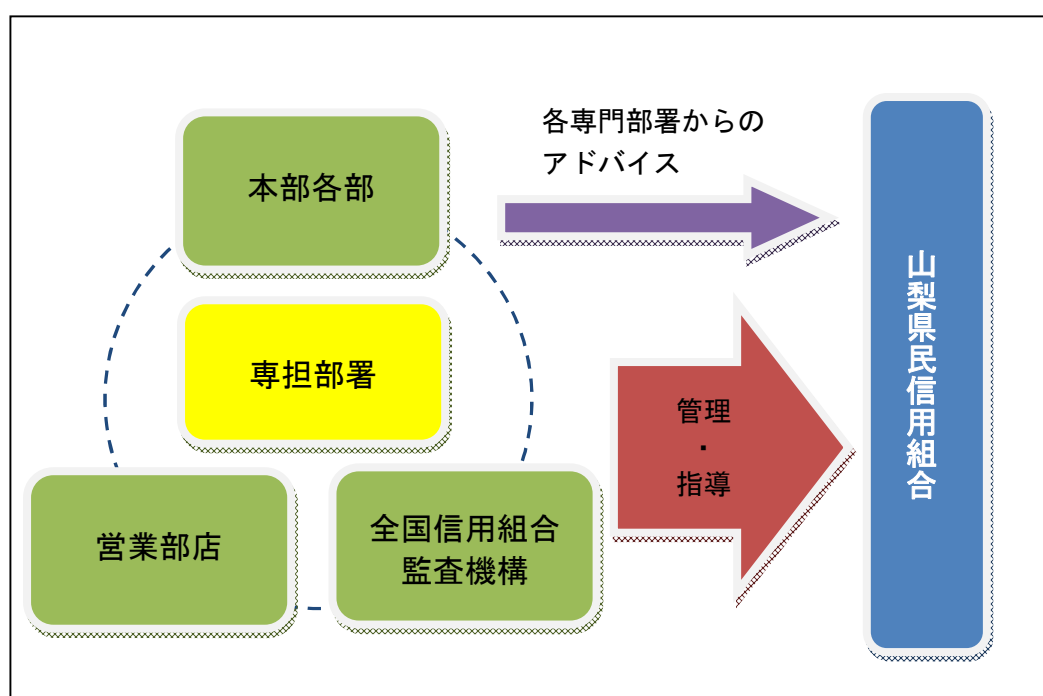
(3) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他地域経済の活性化に資する方策への指導

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化と地域経済の活性化に資するため、各施策の実施状況及び実績の把握に努めるとともに、他信組の成功事例の提供などを通じて、これまで以上に地域の中小規模事業者への円滑な資金供給や充実した金融サービスの実施が図られるよう指導・助言を行ってまいります。

4. 指導体制の強化

当会は、経営強化指導計画の各施策の実効性を高めるため、本部に指導専担部署を設け、きめ細かな管理・指導を行うなど、指導体制を強化してまいります。

また、山梨県民信用組合の各種取り組みについての多方面からの検証と、経営強化計画の達成に必要な措置を実施するため、各専門部署（本部各部）から活発なアドバイスができる仕組みを上記専担部署のコーディネートのもと構築いたします。



5. 経営指導のための施策

(1) 経営強化計画の進捗管理

当会は、山梨県民信用組合の経営強化計画について、定期的な報告等を通じて、計画の進捗状況の管理を行うとともに経営状況の把握に努め、計画達成に必要な指導・助言を行ってまいります。

①経営強化計画履行状況報告

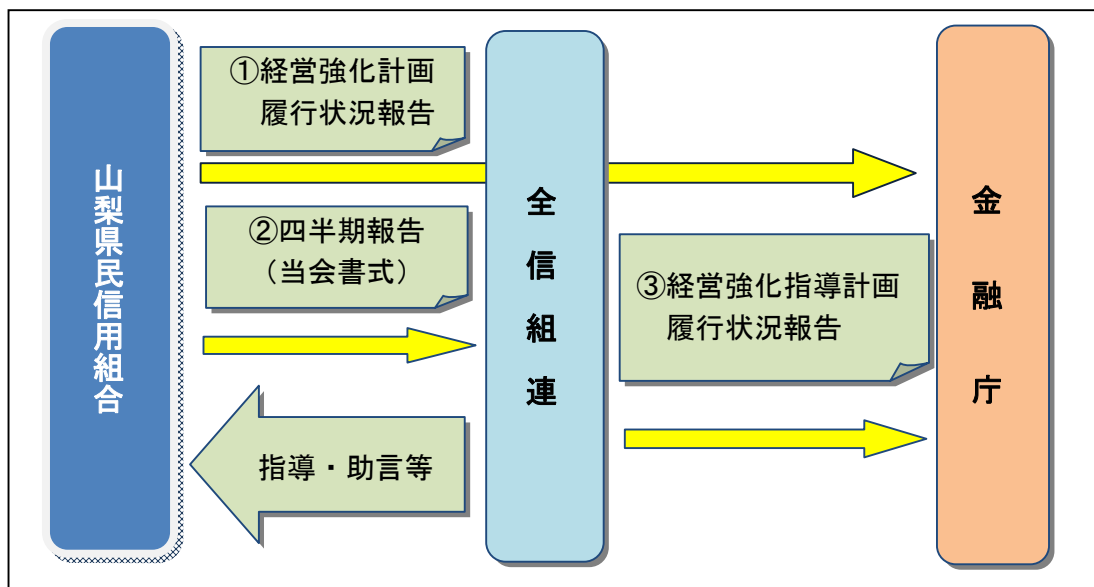
山梨県民信用組合が金融機能強化法第31条第1項に基づき、3月末、9月末を基準日として作成する「経営強化計画履行状況報告」の提出を受け、進捗状況の分析、問題点の把握を行い、改善策の検討等を行ってまいります。

②四半期報告

「経営強化計画履行状況報告」のほか、当会の定める書式に基づく四半期報告の提出を受け、諸施策の実施状況や計数目標の達成状況に応じた管理・指導を行ってまいります。

③経営強化指導計画履行状況報告

当会は、金融機能強化法第31条第1項に基づき、3月末、9月末を基準日として、本経営強化指導計画の履行状況を金融庁へ報告いたします。

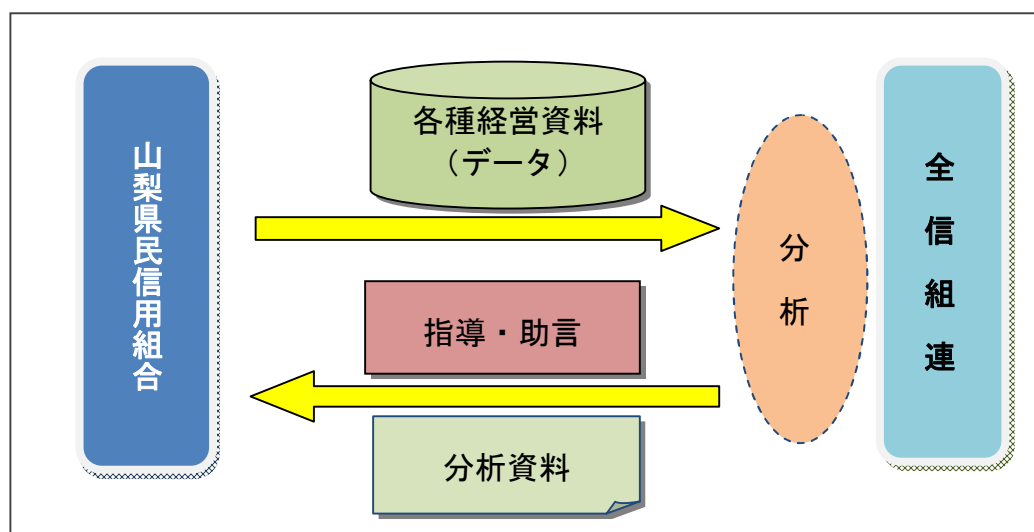


(2) モニタリング、ヒアリング

① オフサイト・モニタリング

経営強化計画の着実な履行のためには、課題・問題点の早期発見と適切な対応が必要となります。

当会は、山梨県民信用組合から定期的（日次、月次、四半期、半期）に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、経営強化計画の達成に向けた指導・助言を行ってまいります。



a. 日次モニタリング（流動性リスク分析）

日次で組合の預金・貸出金の推移や現金・預け金等の状況を把握するとともに、流動性の状況を検証し、必要に応じて対応策等を協議・実施いたします。

〔提出データ〕 前日の日計表 等

b. 月次モニタリング（有価証券リスク分析）

月次で有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクの状況等について検証いたします。

また、月末時点の評価損益及び感応度（リスク）を把握し、自己資本（健全性）に与える影響等について検証するとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

また、月次で保有有価証券の明細について報告を受け運用状況について検証するとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

〔提出データ〕 種類別有価証券残高、種類別有価証券損益、種類別有価証券感応度 等

c. 四半期モニタリング（与信リスク管理）

四半期ごとに大口先への与信状況を把握し、与信額の推移・保全の状況などの確認を通じて、大口与信管理の状況等について検証するとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

〔提出データ〕 大口与信先一覧 等

d. 半期モニタリング（与信リスク管理）

半期ごとに業種別の与信状況を把握し、金額の推移、ポートフォリオの状況等について検証するとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

〔提出データ〕 業種別与信状況一覧 等

e. 経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析にあたり、他信組との比較や問題点を取りまとめた資料を提供し、問題認識の共有を図るとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

〔分析の内容〕

- ・自己資本分析
- ・資産内容分析
- ・収益性分析
- ・流動性分析
- ・経営基盤分析
- ・統合的リスク管理分析

② ヒアリング

定量的な経営状況把握（オフサイト・モニタリング）では掴みきれない経営上の課題・問題点等を定期的・階層別のヒアリングの実施により把握し、適切な指導・助言を行うことにより計画の達成に向けた各種取り組みをサポートしてまいります。

a. 月 次

月一回以上、経営強化計画の各施策の進捗状況等についてヒアリングを行い、現状の把握・問題点の共有化を図るとともに指導・助言を行います。

また、課題・問題点の改善状況については、以後のヒアリング等においてフォローアップを行います。

〔ヒアリング対象者〕 役員、部長

b. 半 期

半期ごとに当会役員によるヒアリングを行い、経営強化計画の推進体制、進捗状況及び経営状況に関するヒアリングを実施し、現状の把握、問題点の共有化を行ってまいります。

〔ヒアリング対象者〕 理事長、役員

(3) 監査機構による検証・指導

当会は、山梨県民信用組合に対し、年一回、監査機構による監査を実施いたします。

当監査では、資産査定の確認や市場リスク、事務リスク等の検証を通じて、組合の経営実態の詳細な把握を行うとともに、経営改善に向けたアドバイスを行ってまいります。

(4) 計画達成に必要な措置

当会は、山梨県民信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営強化計画の達成に必要と判断される措置を実施いたします。

① 人的支援の実施

当会から役員（代表権のある専務理事）等派遣を継続するとともに、当会の企画・幹旋により、他金融機関等から地域金融の営業現場の指導に長けた人材を早期に相当数（10～20名）招致することで営業現場を強化してまいります。

② しんくみ리카バリの活用

信組業界の再生ファンドである『しんくみ리카バリ』を活用し、山梨県民信用組合の取引先の再生支援に向けての取り組みをサポートしてまいります。

③ ALMサポートの実施

ALMの実施状況を確認し、データ整備や運営に関する助言・指導を通して、リスク管理態勢の強化をサポートしてまいります。

④ 資金運用サポート（有価証券ポートフォリオ分析）の実施

有価証券ポートフォリオを分析して市場リスク量の検証を行うとともに、将来のポートフォリオシミュレーションやストレステストなどを実施することにより、リスク管理及び資金運用をサポートしてまいります。

⑤ トレーニーの受入

有価証券運用にかかるトレーニーの受け入れを行い、内部管理体制の強化及び人材育成をサポートしてまいります。

6. 信託受益権等の買取りを求める額及びその内容

(1) 買取りを求める優先受益権の額及び内容

	項 目	内 容
1	信託	山梨県民信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	設定時信託財産	山梨県民信用組合優先出資証券A,B 128 億円 山梨県民信用組合優先出資証券C 450 億円
4	信託設定時元本	450 億円
5	優先配当の方法	・ 確定配当（非累積） ・ 信託財産等からの収益が確定配当額を下回った場合は、優先受益権配当準備金を取り崩して配当に充当 ・ 初年度配当の支払原資が未充足の場合には、貸付予約契約を発動し全信組連からの借り入れで不足分を補う
6	配当率	12ヶ月日本円 TIBOR+1.73%（上限 8%）
7	優先受益権配当準備金	・ 信託財産等からの収益から優先受益権配当を支払った後の残余収益を準備金要求残高まで積み立てる
8	準備金要求残高	・ 前年度準備金要求残高と当該年度の優先受益権配当予定額に 5 億円を加えた金額の大きい方 但し、信託契約設定時は 5 億円とする
9	貸付予約契約	・ 全信組連からの貸付予約契約 ・ 初年度配当の支払原資が未充足の場合には、貸付予約契約を発動し全信組連からの借り入れで不足分を補う
10	信託設定日	2009 年 9 月 30 日（予定）
11	受益権譲渡日	2009 年 9 月 30 日（予定）
12	信託予定期間	25 年（延長可能）
13	期限前弁済	信託有価証券が消却された際は、消却された証券の別に関わらず優先受益権が劣後受益権より先に元本弁済される
14	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存優先受益権元本の割合に応じた数とする
15	譲渡	可
16	委託者	全国信用協同組合連合会
17	受託者	あおぞら信託銀行
18	受益者	整理回収機構
19	信託報酬	委託者負担

(2) 算定根拠

山梨県民信用組合の金融機能強化に向け抜本的な対応として、山梨県民信用組合の不良債権の予防的引当を実施するとともに、繰越欠損金を一掃することにより強固な財務基盤の構築を図るため、当会が 450 億円の優先出資を引受け、財源面の支援を受けるために優先受益権の買取りを求めるものです。

7. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容

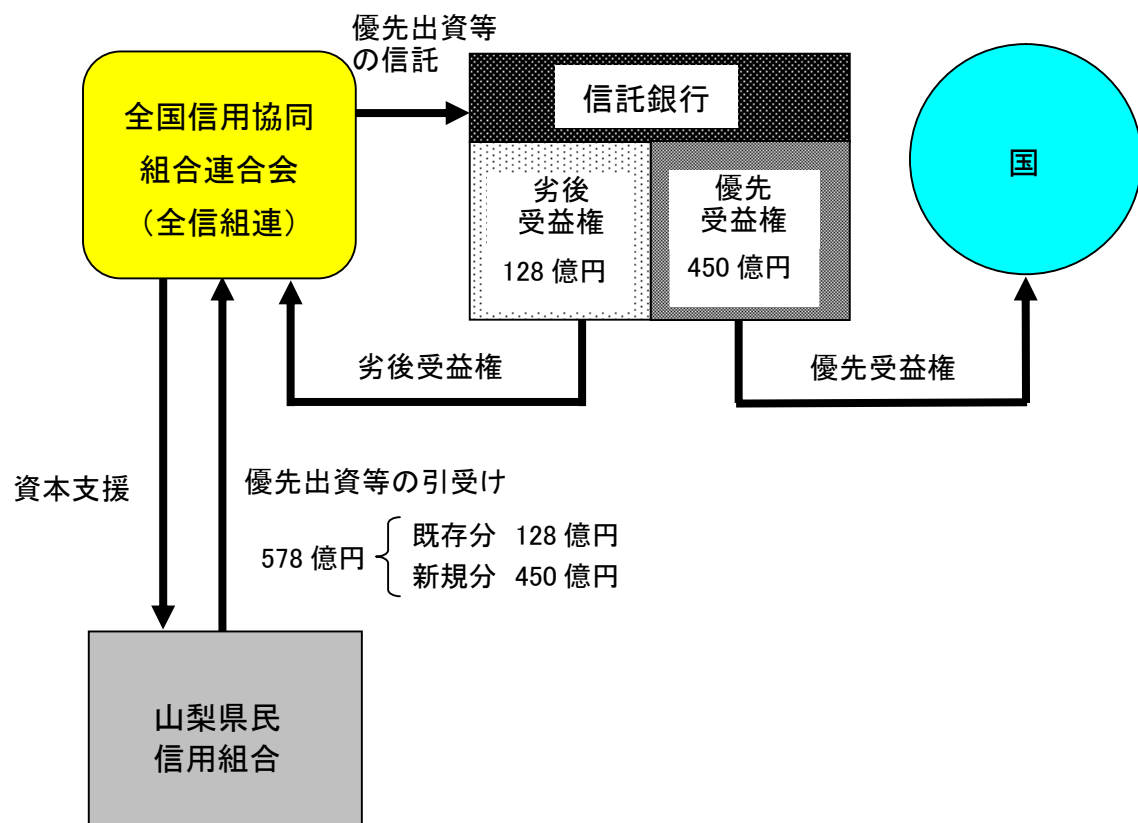
(1) 劣後受益権の額及び内容

	項 目	内 容
1	信託	山梨県民信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	設定時信託財産	山梨県民信用組合優先出資証券A,B 128 億円 山梨県民信用組合優先出資証券C 450 億円
4	信託設定時元本	128 億円
5	劣後配当の方法	・実績配当（非累積） ・信託有価証券等により生ずる配当金、利息その他これに準ずる収益から以下を控除した額 ①優先受益権配当 ②信託借入金利息 ③優先受益権配当準備金積立金 ④信託借入金元本返済金
6	優先受益権配当準備金	信託財産等から優先受益権配当を支払った後の残余収益を準備金要求残高まで積み立てる
7	準備金要求残高	前年度準備金要求残高と当該年度の優先受益権配当予定額に 5 億円を加えた金額の大きい方 但し、信託契約設定時は 5 億円とする
8	信託設定日	2009 年 9 月 30 日（予定）
9	受益権譲渡日	2009 年 9 月 30 日（予定）
10	信託予定期間	25 年（延長可能）
11	期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず優先受益権が劣後受益権より先に元本弁済される
12	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存劣後受益権元本の割合に応じた数とする
13	譲渡	不可
14	委託者	全国信用協同組合連合会
15	受託者	あおぞら信託銀行
16	受益者	全国信用協同組合連合会
17	信託報酬	委託者負担

(2) 算定根拠

山梨県民信用組合の財務基盤の強化を図り、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が可能となるよう 128 億円の信託受益権を保有するものです。

金融機能強化法を活用したスキーム（信託方式）



以 上

1. 内閣府令第72条 第1号に掲げる書類

○ 信託受益権の買取り申込みに係る申込の理由書

信託受益権の買取りの申込みに係る理由書

平成21年9月10日

(提出者) 本店又は主たる 東京都中央区京橋1丁目9番1号
事務所の所在地
商号又は名称 全国信用協同組合連合会
代 表 者 代表理事 小 山 嘉 昭

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第26条に基づく、信託受益権の買取りの申込みに係る理由は以下のとおりです。

記

山梨県民信用組合は、当会からの資本支援を受け、資産の健全化、リストラの実施などにより経営体力を強化し、地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給や金融サービスの充実に取り組んでおりますが、昨年以降の経済情勢の一段の悪化により、山梨県民信用組合の主要顧客である中小規模事業者に対する資金供給体制の確立が従来以上に必要となつてまいりました。

このため、山梨県民信用組合では、地域の中小規模事業者に対する金融仲介機能をより一層発揮するためには、抜本的な資本の充実を図る必要があるとの考えから、当会に対し追加の資本支援の要請を行ってまいりました。

当会では、山梨県民信用組合が、地域の中小規模事業者や個人に対する資金供給を担う重要な金融機関であるという認識のもと、これまで以上に安定かつ円滑な資金供給を実施していくために、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の活用が必要と判断し、同法第26条に基づき、信託受益権の買い取りを申請いたします。

以 上